

令和5年3月29日

公立保育所 保護者 各位
公立こども園 保護者 各位

習志野市こども部
こども保育課長

4月1日以降の保育施設等におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より、本市の教育・保育行政への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、文部科学省より「新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等」の方針が通知されました。これを受け、4月1日以降の保育施設等の感染症対応につきまして、本市における対応を以下の通りといたします。

1 マスク着用について

2歳未満児（主に乳児クラス）のマスクの着用について

○着用を奨めません。

2歳以上～5歳児（主に幼児クラス）のマスクの着用について

○マスク着用は求めません。

※着用の有無は保護者の方の御判断といたします。

※施設内で感染が大きく拡大している場合等は可能な範囲でマスク着用を求めることがあります。

職員及び保護者のマスクの着用について

○施設職員のマスクの着用は個人の判断とし、着用を求めないことを基本とします。

※感染対策上の理由等によりマスクの着用を求める場合があります。

○保護者の方のマスクの着用は個人の判断とし、施設内に入られる場合においても着用を求めないことを基本とします。

2 保育料の減免について（0～2歳児クラス児対象）

新型コロナウイルス感染症に罹患（濃厚接触含む）やクラス閉鎖等、感染症対応が理由で施設をお休みした場合の0～2歳児クラスの保育料減免措置については、**5月7日まで**といたします。

5月8日以降につきましては、5類への移行となることから、保育料の減免措置は廃止となります。

※原則として、一度決定済の保育料をお支払いいただいた上で還付いたします。

※保育料の日割り計算方法について

保育料×その月の登園（所）自粛日を除く開園（所）日数（日曜・祝日を除く）÷25

※後日、各園（所）から登園（所）自粛に御協力いただいた日数の報告を受け、還付となります。保護者様から「利用者負担額免除申請書」の御提出は必要ございません。

※この取り扱いは本市在住の方に適用されるものです。市外在住の方はお住いの自治体にお問い合わせください。

3 家庭での保育（施設をお休みする）を希望される方への対応について（2、3号認定児対象）

感染予防及び感染拡大の防止等の観点から、御家庭での保育を希望される方につきまして、登園日数が開園日数の半分未満（長期欠席）となった場合でも、保育実施の解除（退園）対象とはしない〔在籍の確保〕措置は**5月7日まで**といたします。

5月8日以降につきましては、5類への移行となることから、在籍確保の措置は廃止となります。

4 欠席の取り扱い（1号認定児対象）

新型コロナウイルス感染防止のため、保護者の判断で登園を控える場合において、園長が合理的な

理由があると判断した場合や必要と認める場合は欠席扱いにしない措置（出席停止扱い）は、**5月7日まで**といたします。

5月8日以降については、5類への移行となることから、出席停止扱いの措置は廃止となります。

5 保護者の皆様へのお願い（引き続き感染症対応についてのお願い）

（1）体調管理及び登園（所）について

○健康状態の把握に努めていただく観点から、お子様及び同居御家族は、**毎朝、登園（所）前に御自宅で検温**と体調確認を必ず行い、登園（所）時に検温結果等をコドモンを通じてお伝えください。

○**お子様が発熱や風邪症状等、体調不良の際には、登園（所）をお控えください。**登園（所）後、発熱や呼吸器症状等がみられた場合は、保護者の方に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただき、医療機関へ御相談ください。（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話等で御相談ください）

○同居御家族に体調不良の方がいる場合は、**極力、登園（所）をお控えいただく『登園（所）の自粛』を御検討いただきますようお願いいたします。**

（2）園（所）へ御一報いただきたい場合について（わかり次第、施設長まで御連絡ください）

○在園（所）児及び同居の御家族が、新型コロナウイルス感染症に**感染した場合、濃厚接触者に特定された場合**

○在園（所）児及び同居の御家族が、医師や保健所の指示等で**P C R検査及び抗原検査を受ける場合**

（3）クラス閉鎖（一部閉鎖）・臨時休園（所）措置について

施設では、できる限りの感染防止対策に努めておりますが、在園（所）児・職員の新型コロナウイルス感染者が確認され、**施設内で感染の広がりが見られる場合は、感染拡大防止のため、クラス閉鎖等の措置をとらせていただくことを御承知ください。**感染防止の観点から必要な期間・必要な範囲を閉鎖いたしますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

・クラス閉鎖等が決定次第、施設より該当の保護者へコドモン等にて第一報を配信いたします。

第一報を受け取りましたら、速やかにお子様のお迎えをお願いいたします。

○クラス閉鎖期間中

・対象クラス児は自宅待機です。（他施設の御利用はできません）

・自宅待機期間中は健康状況を把握するため**毎日（土日祝日含む）コドモンを通じて体調報告をしていただきます。**

◎施設内に感染者が確認された場合につきましては、プライバシー保護の観点から市や施設から具体的にお答えすることができません。

◎個人の特定については感染者とその御家族の人権尊重と個人情報の保護に最大限の御理解と御配慮をお願いいたします。

◎知り得た情報等に対しては、人権擁護の観点から冷静で配慮ある行動をお願いいたします。

マスクの着用等につきましては見直しとなりますが、基本的な感染対策（三密の回避・換気・消毒等）に変更はございません。また、4月1日以降も2類であることから感染症対応は引き続きです。保護者の皆様におかれましては、引き続き、お子様の登園（所）前の検温や健康状態の把握等に努めていただきますようお願いいたします。

問合わせ先 習志野市役所こども保育課 047-453-5511